

ハイブリッドレーザーカッター	1式1時間 につき	750円
----------------	--------------	------

に改める。

別表2の3の表中

塗装ブース	1式1時間 につき	210円
-------	--------------	------

を

塗装ブース	1式1時間 につき	210円
恒温器	1式1時間 につき	340円
グラフィックサンプル出力検証機	1式1時間 につき	550円 (カラープリントを出力する 場合は、1枚につき250円 を加算した額)

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(商工企画課)

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

富山県規則第20号

富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する規則

富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第18条の3の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「会計企業出納員は、」を削り、「第231条の2第6項の規定による承認をしたとき」を「第231条の2の5第2項の規定による報告があつたときは、会計企業出納員」に改め、同条第2項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者から同項の指定する日までに前項の承認」を「指定納付受託者から前項の報告」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定による指定を受けている者に係るこの規則による改正前の富山県病院事業の財務に関する規則第18条の3の規定の適用については、なお従前の例による。

（医 務 課）

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第21号

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年富山県規則第41号）の一部を次のよ

うに改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(貸付資格の認定の申請)

第6条の2 沿岸漁業改善資金助成法第7条第1項の規定による貸付金の貸付資格の認定（次条及び第10条の2において単に「認定」という。）を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号）に同法第2条第2項に規定する経営等改善措置、同条第3項に規定する生活改善措置又は同条第4項に規定する青年漁業者等養成確保措置（第10条の2第1項において「経営等改善措置等」という。）に関する計画書を添えて、知事に提出するものとする。

(貸付資格の認定)

第6条の3 知事は、前条の規定により沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、認定をすることの可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により認定をすることの可否を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

第7条中「沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第1号）に、別に定める事業計画書を添えて」を「第6条の2の沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書の提出と併せて沿岸漁業改善資金貸付申請書（様式第1号の2）を」に改める。

第10条の次に次の1条を加える。

(認定の取消し)

第10条の2 知事は、第6条の3第2項の規定により認定を決定した旨の通知を受けた者が当該認定に係る事業が完了するまでの間において、経営等改善措置等に関する計画を達成することができないと認められる場合は、当該計画に係る認定を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を借受者に通知するものとする。

様式第1号中 「申請者 住所又は主たる事務所の所在地（郵便番号 ）
氏名又は名称及び代表者の氏名（電話（ ） 番）
（年齢 歳） 」

「
住所又は主たる事務所の所在地
を 申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名 に改め、「添
電話番号
」
付書類 事業計画書」を削り、同様式を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1
様式を加える。

様式第1号（第6条の2関係）

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所又は主たる事務所の所在地

申請者 氏名又は名称及び代表者の氏名

電話番号

沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定を受けたいので、富山県沿岸漁業改善資金
貸付規則第6条の2の規定により、
経営等改善措置
生活改善措置に関する計画書を
青年漁業者等養成確保措置

添えて申請します。

富山県訓令第6号

農 林 水 産 部
農林振興センター

富山県土地改良区等検査規程の一部を改正する訓令

富山県土地改良区等検査規程（昭和48年富山県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「別記様式」の次に「又は農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年農林水産省令第62号）別記様式」を加える。

別記様式中「富 山 県」を「富山県知事」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(農村整備課)

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

福沢土地改良区の役員であった次の者が令和4年3月7日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	石 田 利 雄	富山市東福沢	729番地
同	宮 原 明 彦	同 東黒牧	453番地
同	五十嵐 信 隆	同 東福沢	2483番地
同	中 村 正 人	同 日尾	207番地
同	岡 本 広 幸	同 東福沢	1711番地1
同	中 土 雅 俊	同 同	920番地

同	宮 越 輝 之	同	総曲輪四丁目7番9-201号
同	清 水 清 則	同	牧野 427番地
監 事	上 田 幸 博	同	東福沢 481番地
同	貫 場 宏 治	同	同 1152番地
同	山 村 潔	同	榎ヶ原 701番地

土地改良区の役員の就任

福沢土地改良区の役員に次の者が令和4年3月8日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	石 田 利 雄	富山市東福沢	729番地
同	山 村 潔	同 榎ヶ原	701番地
同	瀬 戸 匡	同 東福沢	1603番地
同	佐 藤 拓 充	同 日尾	196番地
同	高 木 政 治	同 東福沢	447番地 1
同	清 水 清 則	同 牧野	427番地
同	貫 場 宏 治	同 東福沢	1152番地
同	五十嵐 浩	同 月岡西緑町	253番地
同	齊 藤 大 悟	同 東黒牧	146番地
監 事	岡 本 広 幸	同 東福沢	1711番地 1
同	山 岸 浅 法	同 同	1414番地
同	長谷川 隆 則	同 同	1813番地

土地改良区の役員の就任

南砺市土地改良区の役員に次の者が令和4年2月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	定 司 俊 憲	南砺市上野 265 番地
同	渡 辺 樹	同 祖谷 340 番地
同	高 田 良太郎	同 林道 196 番地
同	齋 藤 幸 範	同 山斐 105 番地
同	中 西 伸 一	同 北野 2171 番地
同	北 村 範 雄	同 池田 8 番地
同	山 本 保 彦	同 院瀬見 133 番地
同	川 邊 邦 明	同 才川七 896 番地
監 事	林 則 雄	同 蛇喰 1105 番地
同	佐々木 外茂美	同 野原 5 番地

土地改良区の役員の退任

福岡町土地改良区の役員であった次の者が令和4年2月28日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和4年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
監 事	篠 原 太 一	高岡市福岡町下老子 475 番地